

液化ガスばら積船の板厚計測対象部材の見直しに関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

液化ガスばら積船の板厚計測対象部材の見直しに関する事項

改正理由

IACS は、液化ガスばら積船に対する船体検査を規定する統一規則を作成し、2007 年 5 月に Z7.2 として採択しており、本会においては、2008 年 2 月 27 日付の一部改正により、統一規則 Z7.2 に関する要件の鋼船規則への取り入れを行った。

その際、板厚計測対象部材において、全ての船種に対して適用する統一規則 Z7 に規定される要件の一部の適用が不明確となっていることから、関連規定を改めた。

改正内容

液化ガスばら積船の、定期検査における、船体板厚計測対象部材に関する規定を改めた。